

[推薦調書作成要領]

- 1 各推薦調書の作成に当たっては、所定の電子様式を使用し、これにより出力した紙媒体を提出すること。
- 2 氏名等に入力できない文字（外字や異字体等）が用いられている場合、電子媒体では空白とし、出力した紙媒体にその文字を楷書で明確に手書きすること。あわせて、外字等資料を作成の上、添付すること（別紙「外字等資料例」参照）。
また、被推薦者が受章される場合に作成する名簿においては、ここで記載された文字にて表記することが基本となるため、間違い易い表記も含め外字等資料はご提出ください。
- 3 英数字については、すべて半角英数字を用いること。
- 4 「基準日」欄は、厚生労働大臣表彰日（R8.11.20）が入力済みのため、変更しないこと。
- 5 「都道府県」、「指定都市」、「中核市」欄については、推薦元自治体が該当する区分に「○」を記載すること。
- 6 「氏名（代表者名）」欄の記載については、漢字・フリガナ（半角カナ）ともに姓と名の間を一文字分空けること。
- 7 「生年月日（設立年月日）」欄の空欄に西暦にて年月日を入力すると、基準日現在の年齢等が自動表示される設定としている。
- 8 職業について、社会福祉事業従事者等は事業の種別（*）及び役職名を、福祉事務所等職員及び生活保護指導職員等は表彰対象となる行政機関の種類及び職種並びに現在の所属・職名を記載すること。なお、役職名は省略することなく正確に記載すること。
*事業の種別は社会福祉法第2条の規定によること。具体的には、別添の「施設等の種別表記について（凡例）」に従い、記入すること。
ただし、社会福祉事業団体関係者を推薦する場合でこれによりがたいときは、適当な表現を用いて差し支えない。
〈例〉障害者福祉協会、母子・寡婦連合会 等
- 9 所属名については、「社会福祉法人」や「株式会社」等を省略することなく正確に記載すること。なお、「経歴」欄の記載に当たっても同様のこと。
- 10 住所について、個人は所属住所を、団体は団体所在地を記載すること。ただし、民生委員・児童委員及び共同募金運動奉仕者については自宅住所を記載すること。
- 11 経歴概要については、被推薦者の経歴のうち、各表彰区分の趣旨に照らして関連のあるものを記載することとし、関連のない経歴は主要なもののみを記載すること。
「確認」欄は、当該表彰区分の表彰要件に該当し、必要年数の積算対象となるものについて「1」と記載すること。
「年月」欄は「自至」欄に年月日を入力すると自動表示される設定としている。しかし、その自動計算は各期間の1か月未満の日数が切り捨てられて計算される仕組みであるため、表示された各年月数をそのまま合計すると実際の年月数以下となる。
このため、従事年数については、「確認」欄に「1」と記載した経歴の表示年月数の計に、自動計算により切り捨てられた日数の計を30で除して（1未満切捨）月換算した数を加算して記載すること。
〈例〉経歴A:1年1月1日、経歴B:1年1月29日の場合
・自動表示の計＝1年1月＋1年1月＝2年2月

・実際の年月日数＝2年2月30日＝2年2月＋30/30月＝2年2月＋1月＝2年3月
日付が不明な場合は、年月のみで合算することとし、「年月」欄は手入力すること。

- 12 功績概要については、具体的に箇条書で記載することとし、社会福祉事業に関係あるもののみを記載すること。
- 13 賞罰歴については、年次順に記載すること。表彰歴を記載する場合は、社会福祉事業に関係するもののみとし、その内容及び表彰者がわかるよう記載すること。
例)〇〇知事表彰(共同募金運動奉仕者)、〇〇市長表彰(社会福祉事業功労) 等
なお、民生委員・児童委員については、市町村長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び関係団体の長による表彰は記載不要のこと。
- 14 参考事項は、表彰を決定する上で参考となる事項があれば記載することとし、功績を具体的に示す資料がある場合は、これを添付すること。

施設等の種別表記について（凡例）

※本名簿では、施設種別を次のような略称で掲載しています。
（種別は令和8年4月現在で整理しています。）

◆ 保護施設

救護施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（救護）
更生施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（更生）
授産施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生保授産）

◆ 老人福祉施設

養護老人ホーム（一般・盲）・・・・・・・・（養護老人）
特別養護老人ホーム・・・・・・・・（特養）
軽費老人ホーム・・・・・・・・（軽費）
老人デイサービスセンター・通所介護（デイサービス）・・・・（老人デイ）
短期入所生活介護（ショートステイ）・老人短期入所施設・・・・（老短期入所）
老人福祉センター・・・・・・・・（老人センター）

◆ 児童福祉施設

助産施設・・・・・・・・・・・・・・・・（助産施設）
乳児院・・・・・・・・・・・・・・・・（乳児院）
母子生活支援施設・・・・・・・・（母子生活）
保育所・・・・・・・・・・・・・・・・（保育所）
幼保連携型認定こども園・・・・・・・・（こども園）
児童養護施設・・・・・・・・（児童養護）
児童心理治療施設・・・・・・・・（児童心理）
児童自立支援施設・・・・・・・・（児童自立）
障害児入所施設・・・・・・・・（障害児入所）
児童発達支援センター・・・・・・・・（発達センター）
児童厚生施設・・・・・・・・（児厚）

◆ 障害福祉サービス事業等

障害福祉サービス事業(※)・・・・・・・・（障害福祉）
障害者支援施設・・・・・・・・（障害支援施設）
障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）・・・・（障害児通所）
相談支援事業・・・・・・・・（相談）

※ 「障害福祉サービス事業」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を指す。

◆ その他の施設

社会福祉法に基づく授産施設・・・・・・・・（事業授産）
無料低額診療施設・・・・・・・・（無低診療）
女性自立支援施設・・・・・・・・（女性支援）
訪問介護・居宅介護支援等・・・・・・・・（居宅）
上記以外の施設・・・・・・・・（その他）